

令和2年第4回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和2年8月6日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第1号 那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について (町長提出)
- 日程第 4 議案第1号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算(第3号)の議決について (町長提出)
- 日程第 5 議案第2号 財産の取得について (町長提出)
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君

税務課長	大武勝君	住民課長	藤浪京子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	大森新一君
子育て支援課長	薄井和夫君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	板橋文子君	生涯学習課長	小松重隆君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回那珂川町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鈴木 繁君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、小川洋一議員及び1番、福田浩二議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、承認第1号 那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君 登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、改めておはようございます。

本日は、お忙しい中、令和2年第4回那珂川町議会臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、気象庁では、8月1日に関東甲信地方の梅雨明けを宣言しましたが、これは例年より9日遅く、この長雨の影響により、野菜などの高騰や各地で洪水や土砂災害が発生するなど、国民生活に大きな影響を与えました。特に7月の九州地区を中心とした大雨では、河川の氾濫が相次ぎ、多くの方が被災されました。

報道によりますと、被災地では、新型コロナウイルス感染症の影響で思うようにボランティアを集めることができず、復旧作業が遅延し、今なお多くの方が災害と新型コロナウイルスの感染におびえながら、避難所生活を余儀なくされているということでもあります。

先ほどの議長のご挨拶にもありましたように、新型コロナウイルスの感染者数の増加は、感染拡大の第2波とも言える状況であり、国では第2次補正予算において、国民の命と健康を守るための感染予防に関する施策や、地域経済や住民生活を守るための支援策を進めております。

那珂川町としましても、国や県、関係機関と連携を図り、町民の安全と健康を守りながら町政を推進するため、可及的速やかに対応すべく補正予算を上程しましたので、ご審議をよ

ろしくお願いいたします。

では、ただいま上程されました承認第1号 那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、那珂川町国民健康保険税条例について、所要の改正を行うため、令和2年7月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 住民課長。

○住民課長（藤浪京子君） 補足説明を申し上げます。

お手元の参考資料により、改正内容をご説明いたします。

改正の理由ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例を定めるため、改正を行うものです。

改正の内容ですが、現行の那珂川町国民健康保険税条例第28条第2項では、減免の事由が発生した日から10日以内に申請書を提出しなければならないとなっております。しかし、今回の新型コロナウイルス感染症に係る減免の対象となる国民健康保険税は、令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限、または特別徴収対象年金給付の支払日が設定されているものに遡及することから、減免申請の提出期限の特例を附則に追加し、提出期限を令和3年3月31日までとするものです。

施行日につきましては公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、議案第1号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君 登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業として、妊産婦に10万円を給付する妊産婦応援臨時給付金事業費などを計上するものであります。

その補正額は1億6,600万円となり、補正後の予算総額は99億7,600万円となりました。

歳出予算の主なものを申し上げますと、第1は教育費で、小・中学校の学校環境充実のための事業や学校保健特別対策事業などに8,944万1,000円を計上しました。

第2は商工費で、観光宿泊クーポン券発行事業補助金に2,010万円を計上しました。

第3は消防費で、防災倉庫設置費に1,597万1,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は、国・県支出金、諸収入のほか、繰越金を充てることといたしました。

以上、一般会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては

ては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の補正額は1億5,839万2,000円の増で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

2目民生費国庫補助金の補正額は150万円の増で、子ども・子育て支援交付金は、放課後児童クラブ運営事業費及び子育て支援センター運営事業費に係るもの。

5目教育費国庫補助金の補正額は275万円の増で、学校保健特別対策事業費は、各小・中学校の学校管理費及び教育振興費に係るものであります。

15款2項2目民生費県補助金の補正額は150万円の増で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、放課後児童クラブ等の感染拡大防止事業に係るものであります。

19款1項1目繰越金の補正額は85万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款5項4目雑入の補正額は100万円の増で、栃木県町村会助成金は、栃木県町村会より、新型コロナウイルス感染症対応支援として助成されるものであります。

9ページ、歳出に入ります。

2款1項4目財産管理費の補正額は809万円で、庁舎維持管理費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、飛沫感染防止用アクリル衝立及びサーマルカメラ、空気清浄機の購入に要する経費であります。

3款2項2目認定こども園費の補正額は630万3,000円で、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、空気清浄機及び給食用テーブルの購入に要する経費であります。

3目児童措置費の補正額は150万円で、放課後児童クラブ運営事業費100万円及び子育て支援センター運営事業費50万円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、空気清浄機の購入に要する経費であります。

4目母子福祉費の補正額は800万円で、4月28日から12月31日までの期間に出産もしくは妊娠が分かった妊産婦に10万円を給付する妊産婦応援臨時給付金事業に係る経費であります。

5款1項3目農業振興費の補正額は1,034万5,000円で、公共施設等における花木の活用拡大事業に要する経費及びスマート農業推進事業の補助金を増額するものであります。

6款1項3目観光費の補正額は2,010万円で、栃木、茨城、福島県民が購入できる観光宿泊クーポン券発行事業に要する経費であります。

10ページに入ります。

7款2項2目道路維持費の補正額は625万円で、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、道路河川愛護活動の自粛に伴い、道路の清掃を行うためにミニバックホウや草刈り機、回送車両の購入に要する経費であります。

8款1項5目災害対策費の補正額は1,597万1,000円で、町内学校施設の体育館等の避難所に設置する防災倉庫の購入に要する経費及び発電機や簡易トイレ Tent、プライベートルームなど、避難所で使用する備品関係の購入に要する経費であります。

9款1項2目事務局費の補正額は21万8,000円で、中学3年生を対象に実施する那珂川スクール事業の教材費及び損害保険料であります。

2項1目学校管理費の補正額は2,895万6,000円で、馬頭小学校費340万円は、学校保健特別対策事業として、保健衛生用品や大型扇風機、ハンディ型サーマルカメラの購入に要する経費のほか、教室の換気や暑さ対策として、網戸、冷風機、冷凍庫の購入に要する経費、馬頭東小学校費228万1,000円は、学校保健特別対策事業として、保健衛生用品、大型扇風機などの購入に要する経費のほか、教室の換気や暑さ対策としての網戸、冷風機、冷凍庫の購入に要する経費、小川小学校費276万円は、学校保健特別対策事業として、保健衛生用品や扇風機、洗濯機などの購入に要する経費のほか、教室の換気や暑さ対策としての網戸や冷風機、冷凍庫の購入に要する経費、学校管理諸費2,051万5,000円は、休業していた期間の学習の遅れを取り戻すため、各小学校に学校補助教諭を1名増員するための経費及び感染症拡大防止対策として、馬頭小学校と小川小学校のスクールバスの増のほか、各小学校の電話機の増設に係る経費であります。

11ページに入ります。

2目教育振興費の補正額は22万円で、馬頭東小学校費7万円は、ワークシート作成に係る経費、小川小学校費15万円は、ミニハードル等の体育用品及びキーボード等の音楽科用備品の購入に要する経費であります。

3目学校施設整備費の補正額は200万円で、小川小学校施設整備費200万円は、校舎内トイレの洗面台及び換気扇改修工事の経費であります。

3項1目学校管理費の補正額は1,547万円で、馬頭中学校費250万9,000円は、学校保健特別対策事業として、保健衛生用品やサーキュレーター等の購入に要する経費及び教室の換気や

暑さ対策としての網戸や冷風機、冷凍庫の購入に要する経費、小川中学校費253万9,000円は、学校保健特別対策事業として、保健衛生用品やホワイトボード、保管庫などの購入に要する経費及び教室の換気や暑さ対策としての網戸や冷風機、冷凍庫の購入に要する経費など、学校管理諸費1,042万2,000円は、休業していた期間の学習の遅れを取り戻すために、各中学校に学校補助教諭を1名増員するための経費及び感染症拡大防止対策として、馬頭中学校のスクールバスの増のほか、各中学校の電話機の増設に係る経費であります。

2目教育振興費の補正額は28万円で、馬頭中学校費15万1,000円及び小川中学校費12万9,000円は、家庭学習用品の購入に要する経費であります。

12ページに入ります。

4項2目公民館費の補正額は2万2,000円で、小川公民館費2万2,000円は、アルコール消毒噴霧器の購入に要する経費であります。

3目図書館費の補正額は29万4,000円で、図書館管理運営費29万4,000円は、アルコール消毒噴霧器やパーティションの購入に要する経費であります。

4目文化費の補正額は2万2,000円で、郷土資料館管理運営費2万2,000円は、アルコール消毒噴霧器の購入に要する経費であります。

5目美術館費の補正額は109万円で、美術館管理運営費109万円は、アルコール消毒噴霧器やサーマルカメラ、パーティションの購入に要する経費であります。

6目なす風土記の丘資料館管理運営費は52万5,000円で、なす風土記の丘資料館管理運営費52万5,000円は、アルコール噴霧器やハンディ型サーマルカメラ、パーティションの購入に要する経費であります。

5項2目保健体育施設費の補正額は4,004万4,000円で、体育施設維持管理費4,004万4,000円は、アルコール噴霧器の購入に要する経費及び小川運動場の基盤整備や排水機能の向上などに係る経費であります。

3目給食センター費の補正額は30万円で、暑い時期の給食提供の対策として、洗浄室に工場扇を設置する経費であります。

13ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、大金 清議員。

○2番（大金 清君） おはようございます。

9ページの3款2項4目の母子福祉費ですか、これ、妊産婦応援臨時給付金ということで、4月28日から生まれた方ということで、先ほど説明ありましたが、今年の12月31日までがその期間ということでございました。

私も6月の定例議会におきまして、4月28日以降に生まれた方に、ぜひとも10万円をという質問をさせていただきました。そのときの名称は、特別臨時出産祝い金という事業を起こしてくれないかということで提案をさせていただきました。

名称は違いますが、新生児に10万円ということは、近隣の市町村に先駆けて実施したということで、町長初め執行部の方に御礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

これにつきまして、2点を質問させていただきます。

1点目、申請の基準条件についてをお伺いいたします。

2点目は、このすばらしい事業でございますので、周知徹底、PRをどのようにしていくか、その2点についてお伺いをいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の支給の条件でございますが、まず、条件に先立ちまして、支給の対象期間というものがございます、そちらが4月28日から今年の12月31日までとなっております。支給の条件としましては、支給対象期間中から給付金の申請日まで、そのときまで引き続き、本町の住民基本台帳に登録されており、実際に本町に居住していること。それに関しましては、期間の途中で転入した方、ですから、妊婦の方とか、転入後に妊娠された方も含むことになります。

2点目としましては、対象期間中のいずれかの時点で妊娠されているということが確認できまして、申請までに母子手帳の交付を受けているということが必要になります。

それから、3点目としまして、出産後も那珂川町に3年以上継続して居住する意思があるということ。

それから、4点目として、町税等に滞納がないということ。こちらの4つの条件を満たすということが必要になります。

それから、広報につきましては、まず申請方法なんですが、今後、母子手帳を交付される方につきましては、母子手帳を交付する際に窓口で申請していただくこととなります。さらに、既に母子手帳の交付が済んでいる方、それから、出産が済んでいる方もいらっしゃいますので、そういう方は、給付金の申請書兼請求書を町から送付して申請していただくこととなります。

そのほか、それでほとんど網羅できると思うんですが、さらに周知方法としましては、広報なかかわ、それから町のホームページ、そういったものも使いまして広くお知らせしたいと考えております。あとは、ケーブルテレビも使いたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

○2番（大金 清君） この事業は、やっぱり子育て支援という町の3大プロジェクトの一つに入っておりますので、この事業をこれからも、近隣に先立ってやったわけですから、その後も、できれば町長に持続していただきたいなということで、予算関係もございますけれども、しっかりとその辺は町長にお願いしたいなと、こう思っていますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） この事業につきましては、6月議会で大金議員からご提案いただきました。ただ、那珂川町も子育て支援、他のまちに先駆けて充実した内容にしたいということで、多分、大金議員がおっしゃった120%ぐらいの事業費をつけたと思っています。これによって、町内に移住してくれる方、あるいは町内の方で出産、子供をもう1人とか言ってくれる方がいれば、本当にありがたいことだと思います。

今後の継続につきましては、私一存で、今この場でやりますというお答えは、ちょっといたしかねますけれども、町の財政状況、それから今後の人口の動態等を見ながら検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

○2番（大金 清君） 大変ありがとうございます。

この事業は、やっぱり子育て支援ということで、本当に10万円というのはものすごく大きいと思うんです。このコロナの中で、妊娠されて、これから出産される方、本当に大変な思いをしていることと思います。その勇気にもなるような10万円にしていきたいと、このように思っていますので、これからも継続よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、福田浩二議員。

○1 番（福田浩二君） 1 番、福田浩二。

12ページ、9款5項2目保健体育施設の件なんですけど、現在、小川運動場は、スポーツ少年団、中学校及び社会人の野球、ソフトボール、サッカーが利用されておりますが、長年利用されてきて、排水の悪さ、土が流れ出してしまう川になってしまう。そして、少し大きめの石が下から出てきているというような状態で利用していると、利用者がけがをしかねない。安全予防のためにも、グラウンドの整備は大変喜ばしいことです。

せっかくスポーツ活動が動き出した中で、グラウンド設備に何か月間か使えなくなってしまうのはもったいないことです。小川運動場を使うスポーツ団体は、いつ頃期間がオフのときなのか、また、代替のグラウンドが取れているときはいつなのかというような確認をする話合いを、各スポーツ団体を集めて話合いをする予定は考えているのか、お聞きしたいです。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 福田議員のご質問にお答えします。

この工事の実施につきましては、各種大会が終了する11月頃には着手したいと考えており、年度内の完了を予定したいと考えております。利用団体との調整につきましては、他の施設の利用をお願いするなど、今後、各団体との調整をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑ありませんか。

4 番、益子純恵議員。

○4 番（益子純恵君） 4 番、益子純恵です。

何点かお伺いいたします。

まず、9ページの商工費の観光諸費のところですけども、今回、クーポン券が発行されるということなんですけれども、1件につき幾ら分のクーポン券で、何件を見込んでいるのかということと、このクーポン券を購入する手続、直接役場で購入をするのかなど、その手続を教えてくださいと思います。

それと、2点目ですけども、10ページ、教育費ですけども、事務局費で、先ほどの説明の中で、中学3年生を対象に、那珂川スクールの教材費に充てるということを伺いましたけれども、この中学3年生を対象の那珂川スクールについて、具体的にはどのような内容で

行われるのかについて伺います。

それと、12ページ、先ほど福田議員のご質問にもありましたけれども、教育費の中の体育施設維持管理費、大変額が大きいと思いますけれども、先ほどの福田議員がおっしゃっていたように、町民の健康維持増進について、この運動場については大変大きく寄与するものだと考えております。ただ、今回、新型コロナウイルスの影響で、多くの町民の皆様の生活に変化が出ている中、運動場の整備を急務として、今回の補正予算で優先的に整備をされるということを決定された、その理由を伺いたいと思います。それと、それに伴いまして、具体的にはどのような工事を予定されているのかについて、この運動場については2点お伺いいたします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、1点目の観光宿泊クーポン券事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

クーポン券の額面でございますが、ワンセット5,000円で販売を予定してございます。5,000円で1万1,000円分のクーポンが使えるということでございまして、内訳につきましては、宿泊券が8,000円、プラス商品券が3,000円、商品券につきましては、町内の土産物の購入費や飲食代等に使えるものでございます。販売数でございますが、1,600セットを予定してございます。

クーポンの販売方法でございますが、インターネット販売及び直接販売を予定してございます。付け加えますと、本事業につきましては、事業実行委員会を組織していただきまして事業を実施していただくというようなことで、町から補助金として給付するというようなことでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 那珂川スクールについてのご質問についてお答えいたします。

対象は、先ほど担当課長よりご説明したとおり、中学3年生を対象といたします。実施期間は10月から11月の土曜日、全8回にわたって実施することといたします。教科は5教科といたしまして、国語、社会、数学、理科、英語になります。内容につきましては、入学試験の対策ということで考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 益子議員の3点目の決定の理由についてお答えいたします。

小川運動場については、先ほどの福田議員のご指摘もあつたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための利用団体の活動の休止や各種大会の中止により、長期にわたり利用ができない状態が続いておりました。その間、定期的な利用がないため、グラウンド面が不陸の状態となりまして、排水機能が低下し、豪雨の影響により表土が流出してグラウンド面に石が散見されるなど、運動場としての機能が著しく損なわれた状況となっております。

小規模な修繕は実施しておりますが、大規模な改修が必要となり、今回計画するものであります。現在も、スポーツ活動については自粛や制限がある中、一度失われた運動習慣を取り戻すことは容易ではなく、運動不足による体力の低下が懸念されておりますが、屋外の体育施設については、お互いの距離を十分に保てるなど、3密を回避できる施設であります。新しい生活様式を踏まえ、安心・安全で気軽に運動できる機会を確保するための施設の整備と考えております。

4点目の具体的な内容につきましては、排水機能の向上、具体的には表面排水の勾配の検討やグラウンドの基面の整備、表土入替え、土壌改良などが主なものとなりますが、今後設計を進めていく中で、利用団体の意見等も聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） 丁寧な説明をありがとうございました。

一番最初の観光諸費のクーポンについてですけれども、実行委員会が設置されるということですが、その実行委員会には、具体的にどのようなメンバーが入られるのかを伺いたしたいと思います。

それと、やはりすばらしいクーポンだと思いますので、今のコロナ禍の中では、町外から観光の方を呼び込むというのがなかなか難しいとは思いますが、大変すばらしいものだと思いますので、ぜひPRにも力を入れていただきたいと思っております。

それと、那珂川スクールについては、試験対策、受験対策ということで、他の市町村に先駆けて実施されるものだと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それと、小川の運動場については、丁寧なご説明をいただきました。やはり長期間使用できない期間が多かったというところで、多くの団体の方が利用されるということなので、安心・安全に早期にまた元どおりに使える、そして、このコロナ禍の中でも安心して外でスポ

ーツを楽しめる、そういったもののために早期に整備をお願いしたいと思います。

質問については、先ほどの商工のほうですね、クーポンについてになります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、再質問に答弁させていただきます。

実行委員会でございますが、現在のところ、創生なかがわ株式会社や那珂川町観光協会を想定しております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

11番、小川洋一議員。

○11番（小川洋一君） 11番、小川です。

9ページ、農林水産業、農業振興費、先ほど事務局のほうでスマート農業、これ私、6月にも質問をしております。6月と同じような予算だと思うんですけども、6月、今回と、これを足すと1,700万という事業でございますね。この前と同じような質問をしたいと思しますので、よろしくをお願いします。

まず、資格なんですけれども、これ、前は認定農業者、新規就農者、それから農業法人ということをおっしゃっていましたが、これと同じようなものでしょうか。

それと、あと上限、前はドローンというのがありましたけれども、それが大体半額ということをおっしゃっていましたが、今回はどのようなことがなされているのか。

それと、公募期間、これ今、なっているんですけれども、いつからいつまで公募期間があるのか。現在何人くらいが応募しているのか。

それと、もう一つは、個人の限度額ですね。これ、どのくらいの限度まで。それとあと、今、購入希望者が何人かいると思うんですけれども、何を購入しているか。もし差し支えなかったら、今現在どのような機材を購入しているか、申込みがあったか。

それと、補助金というのは限度額、毎年もらえるというわけにはいかないと思うんですよ。1回もらうと何年くらいは、その人はもらえないか。

以上6点、お願いしたいと思います。

それとあと、10節の需用費36万、この内容をお願いしたいと思います。

もう1点は、土木費、先ほど備品購入費、ミニバックホウということをおっしゃって

けれども、講習だけで使えるということを知っておりますけれども、これは職員が講習するのか。それと、臨時職員が4人いますね。この人たちに講習をさせて使うのか。この点をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、農業振興費のスマート農業推進事業のご質問にお答えをさせていただきます。

対象の資格でございますね。それにつきましては、さきの6月議会のときに申し上げましたように、認定農業者、認定新規就農者、また、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられている方、農事組合法人等でございます。

2点目、補助の限度額ということでございますが、限度額につきましては、購入費の2分の1で300万円を限度としてございます。4点目の質問にも関連するんですけども、この申請につきましては、1申請者につき、令和2年度から令和6年度までの限度額が300万ということになってございます。

3点目でございますが、公募の期間ということでございます。公募につきましては、7月10日から8月20日までということで公募をしているところでございます。

申込みの状況でございますが、現在、6件の申込みを受けているところです。こういった機器を購入したいのかということでございますが、機器につきましては、自動操舵機能の付いていますトラクター、また、直進アシスト等の付いています田植機、またラジコンの草刈り機でございます。

最後の期間につきましては、先ほど申し上げましたが、令和2年から令和6年度までの5年間で、上限が300万ということになってございます。

失礼しました、もう1点ですね、10節の需用費でございますが、この内容につきましては、新型コロナウイルス感染症によりまして影響を受けました花卉農家の支援のために、公共施設10か所に花を飾り支援するとともに、併せて、町民の皆様にも花卉の活用を図っていただくというようなPRも含めまして実施する事業でございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 建設課長。

○建設課長（佐藤裕之君） それでは、小川議員のご質問にお答えを申し上げたいと存じます。

今回お願いしております備品購入につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまし

て、地域において毎年実施しております道路河川愛護会活動が実施不能となっている状況下において、その一助となるべく、会計年度任用職員直営による作業の効率性と軽減を図るため、資機材を整備するものであります。

ご質問のミニショベルを操作するための資格につきましては、3トン未満の重機でございますので、小型車両系の建設機械の運転の業務に関わる特別教育となりますが、状況にもよりますが、現在、会計年度任用職員を4名お願いしてございますが、基本的には、会計年度任用職員の皆様にご対応いただくというようなことを考えておりますが、今後の状況次第では、やはり雇い止め等の絡みもございますので、その点、ガードマン的なものが必要となるかどうか等々も、今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 小川洋一議員。

○11番（小川洋一君） 再質問いたします。

6月のスマート農業、これのときにはドローンということで、ドローンが申込みがなかったということなんですけれども、今回、田植機、自動運転トラクター、それから管理機、草刈り機ということなんですけれども、これ300万、トラクターあたりだと700万という予算が出ておりますけれども、トラクターの700万というのは小さいと思うんですけれども、これで大丈夫のかなと思うんですけれども、あと、ラジコンの草刈り機、私、これ聞いたことないんですけれども、どのような草刈り機があるのかなと思っております。

まだ8月20日までであると思うんですけれども、PRをよくしていただきまして、6月と8月の予算1,700万、これを使い切るくらいの、やっぱり応募があれば、私はいいと思うんですけれども、執行部としては残らないように使い切っていただきたいと思っております。

それからあと、36万の花農家8件ですか、これ、1件当たりだと4万くらいのことしかないと思うんですけれども、これはもう少し、花農家、今が一番厳しい状況下にあると思うんですよね。野菜農家と違って、花というのはなかなか、やっぱりこのコロナ対策では、かなり厳しい現実になっていると思うんですけれども、これをもう少し町としては考えてみてはどうかと思うんですけれども、これについてよろしく申し上げます。

あと、道路のバックホウについては分かりました。これからもよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、小川議員の再質問というこ

とでございますが、今回、予算要求していただきまして、6月の補正と合わせまして1,700
万余でございますが、しっかりとPRをして、農業者の方に活用を図っていただきたいと、
しっかりとPRをしていきたいと考えております。

もう1点の花弁農家への支援でございますが、花弁農家につきましては、県またJA等
も支援をしているところでございます。今回、公共施設のほうに花を飾るだけではなくて、
それを見ていただきまして、町民の皆様にも花弁の活用を図ってまいりたい、そういったこ
とをPRしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 今回は臨時議会ということで、3月、6月、9月、12月の定例議会の
ように全員協議会というのが開かれていないと、開かれないということなんですが、先ほど
企画財政課長のほうから詳しい提案がありましたが、定例の議会だと、それを全員協議会で
説明を受けて、そこで質問をして、そこでいろいろ考えたりなんかして、後日採決というこ
とになると思います。

ところが、今回の場合には、当日に詳しい提案があつて、当日採決ということですので、
全員協議会が開かれないということであれば、もう少し詳しい提案内容を議員のほうにも事
前に示すわけにはいかないのか。それが1点です。

それから、2点目は、花弁農家に対しての補助が出されるということで、かなり金額的に
は少ないんですが、これはコロナの感染が続いているという中では、農家の支援というこ
とで、非常にいいことだというふうに思いますが、農業関係で、そのほかの、農業とは限らな
いんですけれども、例えばホンモロコをやっている方たちが、いろんな宴会等がなくなって
需要が少なくなっているということを聞いています。そういう方など、それから、給食が再
開されましたけれども、再開までの間に、あまり影響はなかったように聞いていますけれど
も、コロナ関連で影響を受けた農家はないのか。そういうことがあれば、お聞きしたいと思
います。

それから、3点目は、学校関係ですけれども、保健衛生用品ということで、たくさんのも
のをそろえていただきました。大変ありがたいと思います。そこで、扇風機と冷風機という
のが両方出てきていると思うんですけれども、その違い、機能などを教えていただきたいと
思います。

この暑い中、子供たちがまた授業が始まるということで、網戸が心配だなと思っていましたら、それもきちんとつけていただくということで、それは本当にありがたいと思っていますが、扇風機と冷風機ですか、その違いをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川侯議員、1点目の全協の件なんですけれども、今回の一般補正予算の内容の件に対しての質問なので、最初の1番目の質問に対しては、全議員のときも話した同じ内容ですので、その件については、今回の質問とはちょっと逸脱していますので、2番と3番の答弁という形になりますので、ご了解ください。事前配付という件ですね。

○3番（川侯義雅君） 分かりました。

○議長（鈴木 繁君） では、答弁をお願いします。

産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） それでは、2点目の農業関連の影響を受けている内容についてということでございますが、今回補正を取らせていただきました花卉農家、また、育養牛の飼育農家等が大きな影響を受けていると考えております。また、ホンモロコ等の特産品の販売につきましては、コロナ感染症の影響ということで、新たなインターネット販売等で拡大等を図っているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（板橋文子君） 川侯議員のご質問にお答えいたします。

扇風機と冷風機の違いはということですが、扇風機は皆さんご存じのように、羽根、ファンが回って風を起こすということで、比較的小型のものです。今回購入させていただく冷風機につきましては、大型のものでございます。重さにして、中型は25キロ程度、大型のものは75キロほどありまして、機械の後ろのところに水や氷などを入れまして、大型のモーターで相当強い風が出るということで、主に体育館等で使用するように考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川侯義雅議員。

○3番（川侯義雅君） 1点だけ、農業関係なんですけど、牛を飼っている方、特に肥育の農家さんたちが影響を受けているんじゃないかという話がありましたけれども、それに対しては、何か補正予算で手当てしようということは考えられなかったんでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 再質問でございますが、今回の補正予算のほうには手当てをしていないところなんです、今後検討してまいりたいと考えているところです。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 今の肥育の牛を飼っている方、それから、ホンモロコ関係でも、インターネット販売ということが言われていましたけれども、そういうものを含めて、9月の議会には、コロナ関係でいろいろ影響を受けている水産・農業関係の方々の様々な補助ができるように、ぜひとも考えていただきたいというふうをお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 答弁はよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論は、先に、本案に対する反対討論を許します。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） コロナ感染症対策ということで、なるべく早く対策を講じたいと、可及的速やかにという話がありましたけれども、定例会を待たずに、こういう臨時議会を開いて審議するというので、なるべく早く事業に取りかかりたいという思いは積極的に受け止めたいと思います。

6月議会でも私は反対しましたが、先ほどのスマート農業支援ということが、どうしても、このコロナ対策という中に入ってくるのはいかがなものかというふうに思います。

先ほど、高機能のトラクターとか、田植機とか、ラジコン付きの草刈り機とか、6月にはドローンということがありましたけれども、そういうものを使って農業ができるという人たちは、この町のほんの一部だと思います。ほとんど多くの農家の方は、こういうものはもう購入すらできないと。米の値段がどんどん下がっているという中でも、大変、農業を続けるかどうか非常に困っている、そういう方たちが大勢います。その人たちの手当てには何もならないと。

コロナ対策で何とかしたいということだったら、もっと多くの農家の人たちが助かるような、そういう施策をすべきだということで、スマート農業という進んだ農業を積極的に支援するという、そういうことでコロナ対策の費用を捻出するというのは私は反対です。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

4番、益子純恵議員。

○4番（益子純恵君） 私は、今回の補正予算に対して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の補正予算は、先ほどご説明にもありましたとおり、サーマルカメラの導入、空気清浄機、また、小学校の換気に対しての網戸の設置、こども園でソーシャルディスタンスを保つための対策、また、額面は小さいですけれども、中学3年生に対する受験の対策ということで対策が取られているなど、コロナ禍の町民の生活に対して大きな影響を出しているところに対して、きめ細やかな対策がされているかと考えます。

また、先ほどの農業振興諸費におきましては、スマート農業の推進が継続されるということですが、今回のコロナウイルスに併せまして天候不順など、本当に大きな影響を受けている中で、農業に従事されている方に支援がなされるということに對しましては、前回予算化されたものに加えまして、その上乘せであるということですし、コロナウイルスに対して影響を受けている農業の従事の方に対して、支援のために必要なことであると考えます。今後もしっかりとPRをしていただくことを強く望みます。

以上のことによりまして、私は今回の補正予算につきまして、賛成をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 令和2年度那珂川町一般会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第5、議案第2号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君 登壇〕

○町長（福島泰夫君） 補正予算の議決をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま上程されました議案第2号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防ポンプ自動車の更新に伴う財産の取得であります。

取得する財産は、消防ポンプ自動車を第3分団第1部に配備するものです。

契約の方法につきましては、指名競争入札により4社を指名し、7月16日に入札を実施いたしました。

その結果、1,837万円で栃木県消防整備株式会社が落札し、法定費用等9万9,280円を加え、1,846万9,280円で購入するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号並びに那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 総務課長。

○総務課長（岩村房行君） 補足説明をいたします。

お手元の議案第2号をご覧ください。

取得する財産は、消防ポンプ自動車1台で、第3分団第1部、和見地区に配備するものでございます。

契約の方法は指名競争入札。

取得価格は1,846万9,280円。

契約の相手方は、栃木県宇都宮市石井町1222番地15、栃木県消防整備株式会社代表取締役

役、村田宣夫です。

次に、参考資料の入札結果についてをご覧ください。

入札の経過ですが、指名競争入札により4社を指名し、7月16日、入札を実施いたしました。

開札の結果は記載されているとおりであり、最低入札者の栃木県消防整備株式会社を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は1,770万円であり、落札率は94.4%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる7月22日に締結いたしました。

次に、契約についてご説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額1,670万円に消費税相当額167万円を加えた1,837万円が落札価格となります。この落札価格に、自動車重量税、自賠責保険料等の法定費用等9万9,280円を加えた1,846万9,280円が契約書記載金額となります。

また、納期につきましては令和3年3月15日といたしました。

次に、車両の仕様について説明いたします。

車両の仕様は、低床4輪駆動、5速マニュアル車で、キャブオーバー型ダブルキャブ、主ポンプは2段バランスタービンです。この車体本体に艤装を加え、消防車両として必要な装備品や取付け品、小型動力ポンプなどの積載品を装備した車両となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で、本臨時会の会議に付されました事件は全て終了しました。

これにて令和2年第4回那珂川町議会臨時会を閉会といたします。

会議を閉じます。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時10分